## 長崎県告示第850号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成25年8月9日

長崎県知事 中村 法道

第1 起業者の名称

諫早市

第2 事業の種類

有喜・松里地区漁業集落排水事業 (汚水処理施設建設事業)

- 第3 起業地
  - 1 収用の部分 長崎県諫早市有喜町地内
  - 2 使用の部分 なし
- 第4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

諫早市役所(上下水道局下水道課)

第5 事業の認定をした理由

平成25年6月10日に諫早市から申請があった有喜・松里地区漁業集落排水事業(汚水処理施設建設事業)(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり、法20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、起業者である諫早市が、有喜・松里地区の生活雑排水等の処理等を目的とする汚水処理施設等を整備するものであり、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者である諫早市が、有喜・松里地区において生活環境の改善を図り及び公共水域の水質保全に寄与することを目的として、汚水処理施設等の整備を平成29年3月の完成を目指して進めている事業であり、本件事業に必要な経費についても財源措置を講じていることから、起業者に事業遂行の意思及び能力はあるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- 3 法第20条第3号の要件への適合性
- (1) 得られる公共の利益

諫早市では、健康で快適な生活環境の確保と本市を囲む3つの海(有明海、大村湾、橘湾)、諫早干拓調整池、河川、水路等の公共用水域の水質改善を図るため、諫早市総合計画(平成18年3月)に定める「快適な暮らし」の施策の一つとして、また、新市建設計画(平成16年4月)における「暮らしの充実」を図るための具体的事業として定める生活排水総合対策事業として、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業と個人設置型浄化槽の設置に対する補助事業を組み合わせ、生活排水対策に取り組んでいる。

これらの対策事業のうち、集落排水事業については19地区の事業計画が策定され、既に17地区において事業が 完成し供用開始がなされている状況であるが、有喜・松里地区については、事業計画は策定されているもののい まだ整備がなされておらず、生活雑排水がそのまま側溝に流されるなど健康で快適な生活環境の確保が阻害され ている状況である。

本件事業の施行により、各家庭のし尿・生活雑排水が汚水処理施設で処理されることとなることから、有喜・松里地区において健康で快適な生活環境の確保が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと考えられる。

(2) 失われる利益

本件事業の起業地及びその周辺に、希少性がある動物・植物は確認されていない。

また、本件事業の起業地には文化財保護法 (昭和25年法律第214号)第93条の規定に基づき指定された周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると考えられる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業計画については、起業者は、水質汚濁防止法、建築基準法等関係法令の規定に合致するよう計画諸元の 設定、処理方式の決定、容量計算、施設配置の決定等を適正に行っており、使用目的に照らし、必要と見込まれる 施設を考慮して規模を算出し決定している。

本件事業の起業地の選定に当っては、起業者は、汚水の送流方式の関係から対象処理区域内の宅地より標高の低い位置にあること、処理後の排水の関係から河川や海の近くに位置することなどの条件を備えた集水・放流の容易な3箇所の候補地を選定し、その中から、周囲の土地利用に与える影響、工事の施工性、経済性などを総合的に判断して決定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(1) で述べた得られる利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業計画は合理的な事業計画であると認められることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、有喜・松里地区は、集落排水事業について事業計画は策定されているものの、いまだ整備がなされておらず、生活雑排水がそのまま側溝に流されるなど健康で快適な生活環境の確保が阻害されている状況であり、また、地区住民の下水設備の整備に対する要望も強いことから、本件事業を早急に施行する必要性は高い。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要は高いと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地は、3の(3)で述べたように本件事業に必要最小限の範囲であり、また、収用の範囲は、 すべて本件事業の用に恒久的に供される部分に限られていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があり、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。